

平成19年度第12回理事会議事概要

日 時： 平成20年3月31日（月） 15:05～15:45

場 所： 特別会議室

出席者： 理事長 鈴木 和夫

理事（企画・総務担当） 亀井 俊水

理事（研究担当） 石塚 和裕

理事（育種事業・森林バイオ担当） 田野岡 章

監事 林 良興

監事 木下 紀喜

総括審議役 高木 茂

審議役 島津 義史

企画部長 志水 俊夫

総務部長 金澤 弘行

1. 開会

2. 議事

（1）緑資源機構の業務の承継による森林総合研究所の中期目標（案）・中期計画（案）

・平成20年度計画（案）の概要について

（志水企画部長）

<資料1-1～3を説明>前回理事会（2月22日）以降独法評価委員会を経て農林水産省と調整している案である。前回理事会以降主な変更点としては、中期目標については承継する緑資源機構の事業について「経費の抑制等」に具体的目標数値が入ったこと及び表現を適正化する観点からの修文である。また中期計画についての同様である。

また、平成20年度計画については、認可を受けた中期計画に基づき定めるものであり、中期計画、前年度の19年度計画を踏まえて作成したものである。

(鈴木理事長)

本件については説明のあったとおり了承する。

本件の資料については、林野庁の公表状況を確認した後に公表するものとする。

(2) 緑資源機構の業務の承継による組織及び変更する規程等一覧について

(高木総括審議役)

<資料2-1～2を説明>本資料は緑資源機構廃止前と廃止後の組織を対比して表示している。簡潔に述べると、緑資源幹線林道事業の廃止に伴う本部組織及び出先の地方建設部は廃止となり、海外農業開発事業はJIRCASに移管する。これら以外の事業について本部組織及び出先機関を見直したものである。また、コンプライアンス機能の強化の観点から、従来の監査室を改め、センターコンプライアンス室とすることとしている。

また、就業規則等については4月1日以降、労働基準監督署に届け出を行うこととなっている。

(鈴木理事長)

新たに設けられる総括審議役の担当業務いかん。

(高木総括審議役)

森林農地整備センターに2名の総括審議役を置き、承継事業に係る人事・労務と経理をそれぞれ担当することとなる。

(鈴木理事長)

本件については説明のあったとおり了承する。

(3) 独立行政法人森林総合研究所の理事の職務に関する規程(案)について

(高木総括審議役)

<資料3-1を説明>緑資源機構廃止法施行により森林農地整備センターを担当する理事が3名置かれることに伴う規程の改正である。

(鈴木理事長)

理事の名称(業務承継円滑化・適正化担当)は当初案から変更になったのか。

(高木総括審議役)

然り。当初「承継事業・総括担当」の様な名称も考えられていたが、最終的に農林水産省等の意見を踏まえ、案の名称としたところである。

(鈴木理事長)

本件については説明のあったとおり了承する。

(4) 役職員の給与規程及び退職手当規程の一部改正について
(金澤総務部長)

<資料4-1を説明>今回の改正は国家公務員の給与法及び人事院規則が改正されることに伴い、準拠して当法人の給与規程を改正するものである。また、緑資源機構の廃止に伴い当法人の役員及び職員となる者に係る給与規程及び退職規程の適用に当たり、必要な規定を整備するものである。

(鈴木理事長)

本件については説明のあったとおり了承する。

(鈴木理事長)

次回の理事会開催については、4月以降調整の上決定することとする。

3. 閉会